

2020年2月28日

学校法人文教大学学園 次世代育成支援行動計画（第4期）

この行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を作るために、一般事業主として学校法人文教大学学園が策定するものである。文教大学学園は、学校教育を行う教育機関として、教職員が職務を全うし、十分な教育研究活動と教育サービスに努める一方、親として十分な子育てをしていくことができるよう、学園全体で支援し、仕事と子育ての両立させることができる、働きやすい環境の整備をしていくための行動計画を策定することとする。

計画期間：2020年4月～2025年3月（5ヶ年）

I. 子育てを行う教職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1:「育児休業法」「介護休業法」について、教職員の理解を深める

<対策>

2020年11月 2021年1月1日付、育児介護休業法が改正される予定のため、当該対応を含めた制度全般について教職員に再周知を図る

目標2:年次有給休暇取得義務化の確実な履行および日数一人あたり平均14日(70%)以上を目指す

<対策>

毎年10月 半期の休暇取得状況について全体状況を管理職で共有、後半期の取得向上につなげる

毎年1月 法人総務課より全体の休暇取得状況を各総務部署に報告、5日以上の休暇取得を徹底する

II. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3:超過勤務(所定外労働)の削減

「時間管理のマネジメントを強化し、長時間労働体質の改善、脱却を図る(継続)」

「定時で退勤しやすいような職場の雰囲気作りに一層努める(継続)」

<対策>

毎月 事務統括者会等で超過勤務状況を毎月確認、状況を適切に把握し都度指導する。

毎月 36協定を順守し法定45時間超過を極力無くす。60時間は超過しないよう厳守する。

毎年8月 管理職研修においてマネジメントに関する研修を行う(定期的実施)

毎月 各課において定時退勤デーなどの取り組みを行う、また、良い事例を課長会等で共有する

以上